

令和8年度住吉区役所ホームページバナー広告募集要項

住吉区役所では、民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、住吉区役所ホームページに広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 募集ページ

大阪市住吉区役所ホームページトップページの最下段

2 トップページアクセス件数

月平均 約6,500件（令和7年1月～令和7年12月の平均）

※参考データであり、アクセス件数を保証するものではありません。

3 広告掲載期間

令和8年5月1日～令和9年4月30日

※広告掲載期間は1か月単位です。

※バナー広告の掲載位置については指定できません。

※メンテナンス等によりホームページを閉鎖する期間も広告掲載期間に含まれます。

（災害時等は、数日間軽量版ページに切り替わり、バナー広告が表示されません。）

4 広告掲載料金（税込み）

【1枠】 5,000円／1か月

5 バナー広告の規格

(1) サイズ

縦60ピクセル×横120ピクセル

(2) ファイル形式

GIF（アニメ可）、JPEG、PNG

(3) データ容量

20KB以内

(4) カラーコントラスト比

4.5 : 1

※ただし、企業ロゴ等はこの限りではありません。

(5) その他

ア 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成する。

イ バナー全体又は一部を点滅させる場合は1秒間に3回以内とする。

ウ アニメーションの場合、5秒経過後は静止させる。

6 募集締切

掲載希望月の前月1日（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までとします。

（例）令和8年11月1日から掲載を希望される場合の募集締切は、令和8年10月1日になります。

7 申込方法

大阪市行政オンラインシステムより申込又は大阪市住吉区役所広告掲載申込書（ホームページバナー広告）に必要事項を記入したうえ、住吉区役所政策推進課（広報担当）宛てに提出又は送付してください。なお、送付の場合は募集締切日必着です。

※送付の場合は、次の窓口をお願いします。

〒558 - 8501

大阪市住吉区南住吉3-15-55

住吉区役所政策推進課（広報担当）宛

メールアドレス：tu0010@city.osaka.lg.jp

8 広告の範囲

本募集要項、住吉区役所広告掲載要領及び大阪市広告掲載要綱に適合するもの。

9 広告掲載の決定

先着順で申込を受け付け、本募集要項、住吉区役所広告掲載要領及び大阪市広告掲載要綱に基づき、申込内容を審査のうえ、広告掲載の可否を決定します。

審査の結果については、住吉区長から掲載又は非掲載の決定通知を送付します。

※原稿の内容を変更する場合は、再度住吉区役所において審査を行い、審査上必要と認められるときは、追加資料の提出や広告原稿の修正をしていただくことがあります。

10 広告料金の納付

広告料金は、納入通知書により指定期日までに納めることとします。

11 広告掲載の取下げ

広告の取下げは、書面にて受け付けます。

12 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消します。

ア 指定する期日までに広告料の納付がないとき

イ 指定する期日までに広告データの提出がないとき

ウ 住吉区役所広告掲載要領第 14 条に該当することが判明した場合

13 その他

- (1) 疑義が生じた場合は、住吉区役所と協議すること。
- (2) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ住吉区役所と広告主双方で協議のうえ定めること。
- (3) ホームページのレイアウト変更等により、予告なく掲載位置の変更が生じる場合があるのでご了承ください。
- (4) 広告のリンク先や画像を変更するときは、別途審査の必要があるため、住吉区役所政策推進課に連絡してください。
- (5) 本募集要項、住吉区役所広告掲載要領及び大阪市広告掲載要綱については、予告なく改正を行う場合があります。

(問合せ先)

住吉区役所政策推進課 住吉区役所 3 階 35 番窓口

電 話 : 06-6694-9842

ファックス : 06-6692-5535